

審査査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号							
許認可等の種類	用途変更における確認	根拠条項	法第87条第1項							
審査基準	<p>○ 建築物の用途を変更して、別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものとなる場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第6条（3項を除く。） ・ 建築基準法第6条の2 ・ 建築基準法第6条の3（第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。） ・ 建築基準法第7条1項 ・ 建築基準法第18条第1項～5項 <p>の適用を受ける。</p>									
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間	21	日	目次
						標準経由期間		日	NO	